平成２９年（フ）第１２１号
神戸市西区王塚台５丁目463番地の３
債務者　今井　昭雅
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１４５号
兵庫県明石市大久保町西島308番地の１　レオパレス21大久保第６－103号、前住所兵庫県明石市魚住町西岡870番地　サンシャイン魚住101号
債務者　松本　　治
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬582番地５　かきびせハイツ　102号
債務者　中園　秀昭
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４５号
千葉県君津市常代１丁目８番６号
債務者　秋野　和久
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２９年（フ）第８２号
山口県下関市長府豊城町11番２号、住民票上の住所山口県下関市長府中土居北町１番３号松田ビル１階
債務者　藤野　優子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第８４号
山口県下関市大字勝谷855番地　レオパレスアカリーナ　108号
債務者　小緑　康明
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月16日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第９４号
広島県福山市南手城町１丁目３番27―102号
債務者　門田　和子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第９５号
広島県福山市南手城町１丁目３番27―102号
債務者　門田　昌子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第４８号
山口県下松市生野屋西１丁目９番８号
債務者　石田　京子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第３７７号
神奈川県伊勢原市大住台１丁目５番地の16センチュリーヒルズ101号
債務者　中村　浩司
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第４１０号
神奈川県平塚市山下787番地の１、前住所神奈川県平塚市四之宮２丁目３番22号
債務者　嶋崎　　昇
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１１１０号
名古屋市千種区菊坂町１丁目22番地　コア菊坂206号
債務者　桑山　久範
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６７号
松江市八雲町日吉290番地28、前住所松江市上乃木８丁目３番28号
債務者　足立　良介
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２１８号
盛岡市みたけ４丁目21番５号　ヴィラージみたけＡ202号
債務者　遠藤　秀輝
1　決定年月日時　平成29年８月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４５５号
仙台市泉区天神沢１丁目20番１号　ジュンヌ201
債務者　荒井　有貴
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係